

相続ニュース

Vol.0090

2015年11月24日(火)

担当：MS事業部 山本

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

家族信託

はじめに

「家族・親族に対する資産承継」「高齢者・障害者のための財産管理」のために自分の財産を預ける（信託する）ことを家族信託といいます。信託できる財産は、金銭はもちろん、有価証券、不動産、など様々です。病気等により判断能力が低下した際の管理、先祖代々続く財産の承継、財産に関する知識が少ない家族を守る、このような目的から注目を集めています。

信託のしくみと税務上の取り扱い

具体例をあげますと、父親所有の家を、長男に信託し、長男は父親の自宅を管理する。そして父親がその自宅に住み続ける。ここで、信託の仕組みを確認しますと、信託では所有権が移転します。つまり信託した財産の所有者は受託者（長男）のものになります。ただし経済的な価値の享受は受益者（父親）のものということとなります。税務上も、原則としては受託者（長男）ではなく、受益者（父親）が信託財産という権利を有しているとみなされるため、「相続税」「贈与税」は、原則としては受益者（父親）のその利益を受ける権利の移転があった場合に課されることとなります。

家族信託を活用した相続対策

家族信託を活用した相続対策の2つのメリットを紹介します。

① 親の財産管理が容易に行える

万が一、親が病気等で意思能力が衰えてしまった場合、財産管理に必要な手続等について、その都度、成年後見人の同意を得ることなく、信託の定めに従って、財産管理ができます。

② 遺言の代わりとして使える

遺言書を残す場合、遺言書作成において厳密な方式により作成する必要がありますが、家族信託であれば委託者と受託者との契約で行うこととなり厳密な方式に従う必要はありません。そして、信託契約により信託財産の帰属を定めることによって、遺言と同じ効果を発揮させることができます。なお、遺言は死後の財産の帰属についてしか定められておりませんが、信託契約は契約の同時に効力を発揮させることができますので、より広範囲で利用ができます。

おわりに

これから超高齢化社会に突入し、お金の管理のみならず、認知症などの病気などにより判断能力が低下するリスクにも備えなければなりません。そのリスクヘッジのひとつとして「家族信託」を取り入れてみてはいかがでしょうか？